

私立高等学校等特別奨学金交付要綱

		平成3年6月6日
		3総学一第136号
		総務局長決定
一部改正	平成4年6月11日	4総学一第114号
一部改正	平成5年6月11日	5総学一第239号
一部改正	平成6年6月24日	6総学一第222号
一部改正	平成7年6月27日	7総学一第259号
一部改正	平成8年6月12日	8総学一第235号
一部改正	平成9年5月23日	9総学一第136号
一部改正	平成10年6月5日	10総学一第206号
一部改正	平成11年5月14日	11総学一第111号
一部改正	平成12年5月22日	12総学一第74号
一部改正	平成13年3月8日	12総学一第971号
一部改正	平成13年5月21日	13生文私振第94号
一部改正	平成15年5月6日	15生文私振第263号
一部改正	平成17年2月2日	16生文私振第1039号
一部改正	平成18年4月21日	18生文私振第155号
一部改正	平成19年6月6日	19生文私振第265号
一部改正	平成20年9月4日	20生文私振第677号
一部改正	平成22年9月10日	22生私振第159号
一部改正	平成23年9月5日	23生私振第711号
一部改正	平成24年5月7日	24生私振第225号
一部改正	平成24年9月27日	24生私振第926号
一部改正	平成25年5月8日	25生私振第201号
一部改正	平成26年5月13日	26生私振第367号
一部改正	平成26年9月24日	26生私振第897号
一部改正	平成27年5月1日	27生私振第257号
一部改正	平成28年6月3日	28生私振第446号

## 第1 目的

この要綱は、私立高等学校（全日制課程及び定時制課程）、私立特別支援学校の高等部、私立高等専門学校（第1学年から第3学年まで）、私立中等教育学校後期課程及び私立専修学校高等課程（修業年限が1年6月の場合で、補助事業実施年度の修業年限が1年に満たないときは補助対象から除く。）

（以下「私立高等学校等」という。）への修学に係る都民の授業料負担を軽減し、その修学を容易にすることを目的とする私立高等学校等特別奨学金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

## 第2 交付対象

この要綱による補助金の交付対象は、公益財団法人東京都私学財団（以下「財団」という。）とする。

## 第3 補助対象経費

補助金の交付対象とする経費は、次の事業に要する経費とする。

### 1 財団が行う私立高等学校等授業料軽減助成事業に要する経費のうち次の基準に基づき助成した経費

（1）都内の私立高等学校等の設置者が生徒の保護者に対して行う授業料軽減に対する助成、又は都内及び都外の私立高等学校等に在学する生徒の保護者に対して行う授業料軽減に対する助成であること。

（2）（1）の授業料軽減は、次のアからエまでの要件を満たす者を対象としたもので、その補助は、当該学校へ平成26年4月1日以降に入学した生徒は別表第1の定めるところにより、当該学校へ平成26年3月31日以前から在学している生徒については、別表第2に定めるところにより決定する。ただし、学校法人等に納める授業料が別表第1又は、別表第2の補助額より少ないときは、学校法人等に納める授業料を限度として補助する。

ア 補助事業実施年度の申請時に私立高等学校等の生徒の保護者であること。ここでいう保護者とは、当該生徒を地方税法（昭和25年法律第226号）第23条第1項第8号及び第292条第1項第8号の扶養親族としている者をいう。

イ 申請時において当該生徒の学費を負担している者であること。ただし、生徒本人が世帯主で授業料を現に負担している場合は、生徒本人を含める。

ウ 補助事業実施年度の5月1日以降申請時まで引き続いて、生徒及びその保護者が都内に住所を有していること。

エ 別表第1又は別表第2に定める所得基準等に該当していること。

### 2 事務費

補助対象事業の実施に必要な経費（財産取得費を含む。）の合算額

## 第4 交付申請書の提出

財団は、補助金の交付を受けようとするときは、交付申請書（別記第1号様式）に別に定める書類を添えて知事に提出するものとする。

## 第5 交付の決定及び通知

知事は、第4に規定する交付申請書の提出があったときは、当該申請書の内容を審査の上、交付の可否を決定し、その決定の内容及び交付の条件を財団に対して通知する。

## 第6 申請の撤回

補助金の交付の決定に際しては、交付決定の内容又はこれに付けた条件に異議がある場合は、当該

決定通知の受領の日から14日以内に申請の撤回をすることができる旨を通知するものとする。

#### 第7 交付の条件

補助金の交付の決定に当たっては、次に掲げる条件を付けるものとする。

- 1 補助金は、補助対象事業に要する経費に使用し、他の目的に使用してはならないこと。
- 2 補助対象事業は、交付年度の4月1日から翌年3月31日までに完了しなければならないこと。
- 3 補助対象事業に係る関係書類を整備し、会計年度終了後5年間保管すること。
- 4 知事が東京都職員に、3に規定する書類を調査させた場合又は補助対象事業について報告を命じた場合は、これに応ずること。
- 5 補助事業の遂行に当たって知り得た事実を、みだりに他に漏らしてはならないこと。
- 6 財団は、第4又は第8の規定により提出した書類の内容に錯誤があることが判明した場合は、速やかにその内容について文書により知事に報告しなければならないこと。

#### 第8 実績報告書の提出

財団は、補助対象事業が完了したときは、実績報告書（別記第2号様式）を知事に提出しなければならない。

#### 第9 補助金の額の確定

知事は、第8の規定による実績報告書が提出されたときは、当該報告書の内容を審査の上、その報告に係る補助対象事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付けた条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、財団に通知する。

#### 第10 交付決定の取消し

- 1 知事は、補助の決定を受けた財団が次の（1）から（7）までのいずれかに該当した場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
  - （1） 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
  - （2） 法令の規定又はこの要綱に基づく命令に違反したとき。
  - （3） この補助金の交付決定の内容又はこれに付けた条件に違反したとき。
  - （4） 本要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反したとき。
  - （5） 第4又は第8の規定により提出した書類に、不実の記載があったとき。
  - （6） 第7 6に規定する報告を受けたとき。
  - （7） その他やむを得ないと認められる特別な事情が生じたとき。
- 2 1の規定は、補助対象事業について交付すべき補助金の額の確定があった後にも適用があるものとする。

#### 第11 補助金の返還

- 1 知事が、第10の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、財団は、知事が指定する期日までに、当該取消額を返還しなければならない。
- 2 知事が、第9の規定により補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、財団は、知事が指定する期日までに、当該超過額を返還しなければならない。

#### 第12 違約加算金及び延滞金

- 1 知事が、第10 1（1）から（5）までの規定により、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、補助金の返還を命じたときは、財団は、当該補助金の受領の日から納付の

日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

- 2 知事が、財団に対し補助金の返還を命じた場合において、財団がこれを納期日までに納付しなかったときは、財団は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

#### 第13 財産の管理等

財団は、補助対象経費により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

#### 第14 財産処分の制限

- 1 財団は、取得財産等について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して別に定めた期間内においては、知事の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄してはならない。
- 2 1の場合において、知事の承認を受けて取得財産等を処分することにより収入があったときは、その収入の全部又は一部を東京都に納付させることができる。

#### 第15 留意事項

補助対象事業の実施に当たっては、必要に応じ、東京都と協議すること。

#### 第16 補 則

この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号）に定めるところによる。

また、補助金の取扱いに関する細目については、財団において別に定める。

##### 附 則

この要綱は、平成13年度の補助金から適用する。

##### 附 則

この要綱は、平成15年度の補助金から適用する。

##### 附 則

この要綱は、平成16年度の補助金から適用する。

##### 附 則

この要綱は、平成18年度の補助金から適用する。

##### 附 則

この要綱は、平成19年度の補助金から適用する。

##### 附 則

この要綱は、平成20年度の補助金から適用する。

##### 附 則

この要綱は、平成22年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年度の補助金から適用する。

別表第1（第3関係）

生活保護世帯	1 生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく生活保護を受けている者	143,000円																											
非課税世帯	2 地方税法（昭和25年法律第226号）に基づく補助事業実施年度の住民税が非課税である者	95,400円																											
均等割世帯	3 地方税法に基づく補助事業実施年度の住民税の課税額が均等割のみである者	95,400円																											
住民税所得割 （区市町村民 税）51,300円 未満世帯	4 地方税法に基づく補助事業実施年度の住民税のうち、保護者とその配偶者の区市町村民税所得割額の合算額が51,300円未満の者	135,000円																											
住民税所得割 （区市町村民 税）154,500円 未満世帯	5 地方税法に基づく補助事業実施年度の住民税のうち、保護者とその配偶者の区市町村民税所得割額の合算額が154,500円未満の者	107,100円																											
一般世帯	<p>6 補助事業実施年度の住民税の課税額が、次に掲げる基準に該当すること（上記1から5までに該当する者を除く。）。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>申請世帯人員</th> <th>1人</th> <th>2人</th> <th>3人</th> <th>4人</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基準税額Ⅰ （一人の場合）</td> <td>211,600円 以下</td> <td>263,200円 以下</td> <td>331,800円 以下</td> <td>428,100円 以下</td> </tr> <tr> <td>基準税額Ⅱ （夫婦の場合）</td> <td>-</td> <td>442,300円 以下</td> <td>510,900円 以下</td> <td>607,200円 以下</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>5人</th> <th>6人</th> <th>7人</th> <th>8人以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>528,000円 以下</td> <td>539,000円 以下</td> <td>590,800円 以下</td> <td>590,800円に1人増すごとに 51,800円を加えた額以下</td> </tr> <tr> <td>707,100円 以下</td> <td>718,100円 以下</td> <td>769,900円 以下</td> <td>769,900円に1人増すごとに 51,800円を加えた額以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注1）基準税額Ⅰは、配偶者控除があり、1人の所得者の住民税額の場合である。  （注2）基準税額Ⅱは、配偶者控除がなく、保護者とその配偶者双方とも所得がある場合に、保護者とその配偶者との住民税額を合計した場合である。  （注3）申請世帯人員は、保護者とその者の税法上の扶養人員とを加えた人員とする。（基準税額Ⅱに該当する場合は、配偶者も世帯人数に含めるものとする。）ただし、申請日の属する年の1月2日以降申請時までの間に、保護者が死亡等の理由により変更のある場合は、新たな保護者にその者の事実上の扶養人員を加えた人員をもって申請世帯人員とすることができる。この場合において、住民税課税額は、新たに保護者となる者の住民税課税額を基準とする。</p>	申請世帯人員	1人	2人	3人	4人	基準税額Ⅰ （一人の場合）	211,600円 以下	263,200円 以下	331,800円 以下	428,100円 以下	基準税額Ⅱ （夫婦の場合）	-	442,300円 以下	510,900円 以下	607,200円 以下	5人	6人	7人	8人以上	528,000円 以下	539,000円 以下	590,800円 以下	590,800円に1人増すごとに 51,800円を加えた額以下	707,100円 以下	718,100円 以下	769,900円 以下	769,900円に1人増すごとに 51,800円を加えた額以下	107,100円
申請世帯人員	1人	2人	3人	4人																									
基準税額Ⅰ （一人の場合）	211,600円 以下	263,200円 以下	331,800円 以下	428,100円 以下																									
基準税額Ⅱ （夫婦の場合）	-	442,300円 以下	510,900円 以下	607,200円 以下																									
5人	6人	7人	8人以上																										
528,000円 以下	539,000円 以下	590,800円 以下	590,800円に1人増すごとに 51,800円を加えた額以下																										
707,100円 以下	718,100円 以下	769,900円 以下	769,900円に1人増すごとに 51,800円を加えた額以下																										

別表第 2 (第 3 関係)

生活保護世帯	1 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）に基づく生活保護を受けている者	202,400円																											
非課税世帯	2 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に基づく補助事業実施年度の住民税が非課税である者	139,400円																											
均等割世帯	3 地方税法に基づく補助事業実施年度の住民税の課税額が均等割のみである者	139,400円																											
住民税所得割（区市町村民税）基準額未満世帯	4 地方税法に基づく補助事業実施年度の住民税のうち、保護者とその配偶者の区市町村民税所得割額の合算額が 18,900円に次の(1)、(2)の合算額を加えた額未満の者 (1)16歳未満の扶養親族の数に 21,300円を乗じて得た額 (2)16歳以上19歳未満の扶養親族の数に 11,100円を乗じて得た額	130,900円																											
一般世帯	5 補助事業実施年度の住民税の課税額が、次に掲げる基準に該当すること（上記 1 から 4 までに該当する者を除く。）。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>申請世帯人員</th> <th>1人</th> <th>2人</th> <th>3人</th> <th>4人</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基準税額Ⅰ（一人の場合）</td> <td>211,600円以下</td> <td>263,200円以下</td> <td>331,800円以下</td> <td>428,100円以下</td> </tr> <tr> <td>基準税額Ⅱ（夫婦の場合）</td> <td>-</td> <td>442,300円以下</td> <td>510,900円以下</td> <td>607,200円以下</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>5人</th> <th>6人</th> <th>7人</th> <th>8人以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>528,000円以下</td> <td>539,000円以下</td> <td>590,800円以下</td> <td>590,800円に1人増すごとに51,800円を加えた額以下</td> </tr> <tr> <td>707,100円以下</td> <td>718,100円以下</td> <td>769,900円以下</td> <td>769,900円に1人増すごとに51,800円を加えた額以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1)基準税額Ⅰは、配偶者控除があり、1人の所得者の住民税額の場合である。  (注2)基準税額Ⅱは、配偶者控除がなく、保護者とその配偶者双方とも所得がある場合に、保護者とその配偶者との住民税額を合計した場合である。  (注3)申請世帯人員は、保護者とその者の税法上の扶養人員とを加えた人員とする。（基準税額Ⅱに該当する場合は、配偶者も世帯人数に含めるものとする。）ただし、申請日の属する年の1月2日以降申請時までの間に、保護者が死亡等の理由により変更のある場合は、新たな保護者にその者の事実上の扶養人員を加えた人員をもって申請世帯人員とすることができる。この場合において、住民税課税額は、新たに保護者となる者の住民税課税額を基準とする。</p>	申請世帯人員	1人	2人	3人	4人	基準税額Ⅰ（一人の場合）	211,600円以下	263,200円以下	331,800円以下	428,100円以下	基準税額Ⅱ（夫婦の場合）	-	442,300円以下	510,900円以下	607,200円以下	5人	6人	7人	8人以上	528,000円以下	539,000円以下	590,800円以下	590,800円に1人増すごとに51,800円を加えた額以下	707,100円以下	718,100円以下	769,900円以下	769,900円に1人増すごとに51,800円を加えた額以下	107,100円
申請世帯人員	1人	2人	3人	4人																									
基準税額Ⅰ（一人の場合）	211,600円以下	263,200円以下	331,800円以下	428,100円以下																									
基準税額Ⅱ（夫婦の場合）	-	442,300円以下	510,900円以下	607,200円以下																									
5人	6人	7人	8人以上																										
528,000円以下	539,000円以下	590,800円以下	590,800円に1人増すごとに51,800円を加えた額以下																										
707,100円以下	718,100円以下	769,900円以下	769,900円に1人増すごとに51,800円を加えた額以下																										